

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）、財政援助団体監査（公益財団法人西宮市大谷記念美術館）、出資団体監査（西宮市土地開発公社）及び指定管理者監査（奥アンツーカ株式会社）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

平成28年7月6日

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	野口 あけみ
同	山田 ますと

付 記

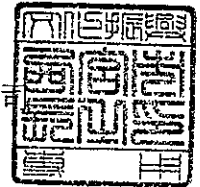
措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年5月27日
公益財団法人 西宮市大谷記念美術館	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年3月31日
西宮市土地開発公社	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年5月24日
奥アンツーカ株式会社	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年3月31日
措置の内容	別紙のとおり		



西文振発 第269号
平成28年3月31日

西宮市監査委員	亀井	健	様
同	鈴木	雅一	様
同	河崎	はじめ	様
同	杉山	たかのり	様

西宮市長 今村 岳



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 市民文化局 |
| 2 監査結果報告名 | 財政援助団体監査結果報告
(公益財団法人 西宮市大谷記念美術館) |
| 3 監査結果提出日 | 平成27年11月19日報告監第14号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

公益財団法人 西宮市大谷記念美術館

財政援助団体監査報告書に基づき講じた措置
(平成 27 年 11 月 19 日付報告監第 14 号)

○監査の対象

団 体 : 公益財団法人西宮市大谷記念美術館(以下「大谷記念美術館」という。)

補助金 : 公益財団法人西宮市大谷記念美術館管理運営補助金

公益財団法人西宮市大谷記念美術館施設改修補助金

要 綱 : 公益財団法人西宮市大谷記念美術館管理運営補助金交付要綱

公益財団法人西宮市大谷記念美術館施設改修補助金交付要綱

(指摘及び改善要望)

監査報告書 14-7 頁

3 市 補 助 金

(1) 公益財団法人西宮市大谷記念美術館管理運営補助金

エ 運営補助金の実績報告

大谷記念美術館では入館者数の増や経費の削減等により収支の改善を図っていますが、26年度は正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額がマイナス1,345万円、資金収支計算書の当期収支差額がマイナス907万円となっています。26年度は30万円を市に返還していますが、事業費に充当してもよいように思われます。

(講じた措置)

ご指摘のとおり、今後当期資金収支が赤字となっております場合は市と調整の上で事業費に充当するようにしてまいります。

4 事務処理等の状況

定款及び規程、理事会の議案書、補助金の交付申請等関係書類、請負工事に係る契約関係書類等を調査したところ、次のような状況が見られました。

- ① 補助金交付申請等に係る決裁原議書で、文書の保存年限・廃棄年月、公開・部分公開・非公開の区分、発収番号・年月日、文書審査印、決裁印等が漏れているもの

大谷記念美術館の処務規程、文書取扱規程、会計規程、情報公開規程等に基づき、適正な処理に努めてください。

- ② 請負工事契約書にかし担保が設定されていないもの

かしがあった場合の請負者とのトラブルを防止し、請負者に過度の負担にならないよう、かし担保期間を設定するようにしてください。

- ③ 請負工事契約書に随意契約理由が記載されていないもの

随意契約を行う場合は、決裁に理由と会計規程の条項番号を記載し、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

- ① 補助金交付申請等に係る決裁原議書の保存年限・廃棄年月、公開・部分公開・非公開の区分、発収番号・年月日の記載漏れがないよう、また文書審査印、決裁印等の押印漏れがないよう注意し、規程等に基づく適正な事務執行に努めます。
- ② 市に準じ、請負工事契約書に、かし担保及びかし担保期間を設定します。
- ③ 請負工事契約締結書に、随意契約の理由及び会計規程の条項番号を記載し、適正な事務執行に努めます。

5 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金申請関係書類、請負工事契約関係書類、収入支出関係書類、規程・要綱等の確認など、主に市補助金に係る財務事務について監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。しかし、前述の事務処理等の状況であげたとおり、決裁原議書や請負工事契約関係書類で記載漏れ等の軽微なミスが一部に見られました。補助金は市民の税金であり透明性が求められることから、市民など第三者に対し一層の説明責任を果たせるよう努めてください。

(講じた措置)

財務事務関係書類の記載漏れ、押印漏れ等の事務処理ミスをなくし、当館の諸規程に基づく適正な事務処理の執行に努めてまいります。

5 む す び

今後とも、市補助金を活用し、施設の安定的な管理運営と収蔵品の保存等を図るとともに芸術文化事業等の促進及び市民の芸術文化の意識の向上に寄与する取組みの推進に努めてください。

(講じた措置)

支出面では、各展覧会ごとに収支のバランスに配慮し節減に努め、施設管理等館運営全般について今後とも一層の経費節減に努めてまいります。また収入面では、集客力のある展覧会の開催、消費税率アップに伴う入館料の見直し等により収入の確保に努めます。

増改築後 20 年以上経過し施設・設備の老朽化が著しく、その改修工事に膨大な経費が必要ですが、市施設改修補助金を活用し、緊急性、安全性等を勘案し今後とも計画的に改修工事を行ってまいります。

昨今すべての美術館・博物館で喫緊の課題となっています所蔵作品のデジタル・アーカイブ化と展覧会情報やイベント情報をよりきめ細かくまた見やすくするためのホームページのリニューアルを行う等、今後とも市補助金を活用し、多くの市民に親しまれる美術館として、また市の芸術文化活動の拠点施設として活動してまいります。